第1の3中「5から12まで」を「6から13まで」に、「第12」を「第11」に改める。

第第1の4中「5(4)」を「6(4)」に、「13(3)」を「14(3)」に改める。

第第1の13(2)中「、平成23年7月24日まで」を「平成23年7月24日まで、53チャンネルから62チャンネルまでの周波数の使用は平成24年7月24日まで」に改める。

第1中13を14に、12を13に、11を12に、10を11に、9を10に、8を9に、7を8に、6を7に、5を6に、4の次に次のように加える。

5　テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））を行う放送局による53チャンネルから62チャンネルまでの周波数の使用は、テレビジョン放送以外の用途で使用する周波数を確保するため、平成24年7月24日までに限る。

第7の1(2)の表中「

一　関	57	0.025	

」を「

一　関	57 23	0.025	

」に、「

秋　田	15	1	

」を「

秋　田	15 48	1	

」に、「

岡　谷	55	0.02	

」を「

岡　谷	55 47	0.02	

」に、「

江　津	56	0.03	

」を「

江　津	56 48	0.03	

」に、「

萩	56	0.1	

」を「

萩	56 48	0.1	

」に、「

長　門	61	0.03	

」を「

長　門	61 41	0.03	

」に、「

須　佐	56	0.01	

」を「

須　佐	56 36	0.01	

」に、「

八幡浜	59	0.01	

」を「

八幡浜	59 24	0.01	

」に、「

今帰仁 竹　富	17 17	0.03 0.01	

」を「

今帰仁	17	0.03	

」に改め、同表（注）を（注1）とし、同（注1）の次に次のように加える。

（注2）　周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、上段の周波数（チャンネル番号）(秋田を送信場所とする親局に係るものを除く。)の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。

第7の1(3)の表中「

一　関	55	0.025	

」を「

一　関	55 37	0.025	

」に、「

秋　田 能　代	13 53	1 0.01	

」を「

秋　田 能　代	13 50 53 45	1 0.01	

」に、「

七　尾	53	0.05	

」を「

七　尾	53 44	0.05	

」に、「

岡　谷	57	0.02	

」を「

岡　谷	57 38	0.02	

」に、「

萩	58	0.1	

」を「

萩	58 52	0.1	

」に、「

長　門	58	0.03	

」を「

長　門	58 45	0.03	

」に、「

八幡浜	56	0.01	

」を「

八幡浜	56 30	0.01	

」に、「

諫　早	13	0.01	

」を「

諫　早	13 51	0.01	

」に、「

石垣（川平） 竹　富	18 13	0.03 0.01	

」を「

石垣（川平）	18	0.03	

」に改め、同表（注）を（注1）とし、同（注1）の次に次のように加える。

（注2）　周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、上段の周波数（チャンネル番号）(秋田及び諫早を送信場所とする中継局に係るものを除く。)の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数(チャンネル番号)の使用は平成23年7月25日からとする。

第7の3(2)の表中「

釧　路	31　36　43　45　61	1	

」を「

釧　路	31　36 43　45　61 41	1	

」に、「

中標津	28　30　34　37　56	0.2	

」を「

中標津	28　30　34　37　56 25	0.2	

」に、「

秋　田	17　21　29	1	

」を「

秋　田	17※　21　29 35	1 （注3）	

」に、「

七　尾	20　30　39　61	0.05	

」を「

七　尾	20　30　39　61 42	0.05	

」に、「

岡　谷	41　49　51	53	0.02

」を「

岡　谷	41　49　51　53 44	0.02	

」に、「

鳥　取 ・ 松　江			

」